

農地・農村部会について

地方分権改革推進委員会以降の議論の成果や、各府省の回答、地方の意見等を踏まえ、農地転用に係る事務・権限の移譲等をテーマとする農地・農村部会を開催することとする。

昨年の検討内容等

○主な検討項目

- ・農地転用に係る事務・権限の移譲関係
- ・農地転用等に係る規制緩和関係

○構成員

- 小田切徳美 明治大学農学部教授
- ◎柏木 斉 (株)リクルートホールディングス取締役相談役
(経済同友会地方分権・道州制委員会委員長)
- 小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授
- 辻 琢也 一橋大学大学院教授
- 人羅 格 毎日新聞論説委員

〔◎は部会長〕

開催実績

○第1回部会（平成25年10月29日）

- ・関係者からのヒアリング
(農林水産省、三重県知事、三条市長、松前町長、相模原市長)
- ・部会構成員及び出席者の意見交換

○第2回部会（平成25年11月5日）

- ・主な論点の整理等
- ・部会構成員の意見交換

○第3回部会（平成25年11月20日）

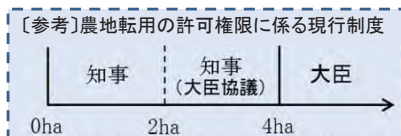
- ・報告書（素案）の説明
- ・部会構成員の意見交換

農地・農村部会報告書の概要について

平成25年11月28日

1. 部会における検討のテーマ

- 農地転用に係る事務・権限の移譲関係
- 農地転用等に係る規制緩和関係



2. 部会の基本的な認識

- 総合的な観点でまちづくりに取り組んでいくためには、農地も含めて土地利用全般の権限と責任を市町村が担うべき。
- 中長期的には、都市と農村の土地利用に係る法体系を統合するなど、制度全般を見直していくことが望ましい。
- 農地転用に係る事務・権限の地方への移譲は、事務の迅速化はもとより、土地の有効活用や農業・農村の活性化につながるもの。地方（最終的には市町村）に事務・権限の移譲等を進めていくべき。

3. 当面の講じるべき措置（→「見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)に盛り込み）

【権限移譲関係】

- 地方の意見も踏まえつつ、平成21年の改正農地法附則に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地確保の観点から、農地確保の施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行うべき。
- 国と地方が、事務が迅速かつ円滑に執行されるよう、農地転用制度等に係る課題について、各地方で定期的に協議する場を設けるべき。

【規制緩和関係】

- 農業の六次産業化の推進 ― 国家戦略特区において農家レストランの農用区域内設置を容認、その後の全国適用も検討
・農用区域内における農業者が設置する農畜産物加工・販売施設の設置要件を緩和
- 再生可能エネルギーの利活用 ― 荒廃農地等について、再エネ法に基づく場合、第1種農地であっても再エネ設備の設置を可能とする
・農用地区域における稲藁等のバイオマス施設の取扱いを明確化
- 農業・農村の活性化等 ― 畜舎等の近くに農家住宅を建てようとする場合、農用地区域から除外し設置することが可能であることなどを明確化

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について

◎「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）（抄）

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

(3) 農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58）

(i) 農地転用に係る事務・権限等については、以下の方向で検討等を行う。

農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律（平21法57）附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【参考】農地法（昭和27年法律第229号）（抄）

附 則（平成21年6月24日法律第57号）抄

（検討）

第十九条 略

2～3 略

4 政府は、この法律の施行後5年を目途として、新農地法及び新農振法の施行の状況等を勘案し、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、新農地法第4条第1項及び第5条第1項の許可に関する事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5 略